

宇治市産業戦略策定会議設置要綱

(設置)

第 1 条 宇治市の産業振興の在り方を体系的に示す宇治市産業戦略（以下「産業戦略」という。）を策定するにあたり、有識者等の幅広い意見を反映するため宇治市産業戦略策定会議（以下「会議」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 産業関係団体等の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が適当と認める者

(担任事項)

第 3 条 会議は以下に掲げる事項について意見の交換及び調整を行う。

- (1) 産業戦略の策定に係る検討に関すること
- (2) その他産業戦略に関して必要な事項

(任期)

第 4 条 委員の任期は委嘱の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

(会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長をそれぞれ 1 名おく。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は会議を代表し、会務を総理する。
- 4 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見等の聴取をすることができる。

(事務局)

第 7 条 会議の庶務は、市民環境部産業推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

1 この要綱の施行後、最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。